

# 宇治市障害者等日中一時支援事業 「利用マニュアル」(R5.7.1)

## 宇治市障害者等日中一時支援事業 事業概要

### 1 目的

在宅の障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に事業を実施します。

### 2 実施内容

日中一時支援事業を実施することにより、日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練及びその他の支援を行います。

ただし、送迎の有無、食事・入浴の有無（費用は自己負担）については、事業所により異なります。

### 3 実施方法

申請により利用者証を交付された方が、宇治市の登録事業者と契約し、利用上限時間の範囲で、宿泊を伴わない日中の支援を行います。

### 4 利用対象者

一時的に見守り等の支援が必要と認められる次の ~ の人。

知的障害者      精神障害者      障害児

### 5 利用者負担

利用者証に記載された負担率により自己負担をしていただきます。

## < 次のような場合は、利用できません >

- 外出支援はできません。  
日中一時支援は、事業所内での支援です。ただし、個々の障害の状態により、屋内での支援が困難となり一時的に屋外で見守りとなった場合は除きます。
- 宿泊を伴う支援はできません。
- 他のサービスと報酬が重なる利用はできません。
- 送迎については、[別紙2](#)参照。